

憲法における地方自治の条項に係る主要政党等論点比較

報告・論点・ 事項	現行憲法	「新憲法草案」 [H17.11.22] (自由民主党)	「論点整理」 [H16.6.16] (公明党憲法調査会)	民主党「憲法提言」 [H17.10.31] (民主党憲法調査会)	憲法改正試案 [H17.1] (財)世界平和研究所)
総括的意見				○提言 ・多様性に満ちた分権社会の実現に向けて ・補完性の原理を憲法原則として採出し、中央政府 (国)と地方政府(自治体)の関係を構想する	
前文		日本国民は、帰属する国や社会を愛惜し責任感と気概をもつて自ら支え守る責務を共有し、自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実に努め、教育の振興と文化の創造及び地方自治の発展を重視する			
地方自治の基本的原則	第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める	(地方自治の本旨) 第91条の2 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民と身近な行政を自主的、自立かつ総合的に実施することを旨として行う 2 住民は、その属する地方自治体の役割の根拠を心とし、その受ける権利を有し、その負担を公正に分担する義務を負う	○地方自治の本旨について ・具体的内容が曖昧で、意見が多岐にわたる ○地方自治と財政規律について ・地方自治の原則として、国が地方自治体と地域住民の意見を尊重すること、地方自治体は自立と責任の原則に立つこと、特に財政基礎を確保するため財政的自立を明確にすること等を規定することが必要だとの意見が大勢であった 一方、憲法の中で規定ではなく、地方自治基本法をつくらせて、そこに当面の課題を盛り込んでいくかとの意見もあった	○補完性の原理に基づき分権型国家へと転換する ・連邦制とらず単一国家を前提とする ・国と地方の役割分担を明確にし、中央政府は外交・安全保障、全国的治安の維持、社会保障制度など国が本来果たすべき役割を重点的に担う一方、住民と身近な行政は地方的に基礎自治体で配分する ・「補完性の原理」の考え方に基づき、国と基礎自治体、広域自治体の権限配分を憲法上明確にするとともに、基礎自治体ではなれない業務や権限は、都道府県ないし道州に相当する広域自治体が担当する	(地方自治の基本原則) 第109条 地方自治は、地方公共団体及びその住民が、地域における住民の日常生活に密接な関連性を有する事務を、自らの意思及び責任において行うことを原則とする 2 地方公共団体の組織、機能及び運営に関する事項は、前項の原則を尊重し、法律でこれを定める
国と自治体の基本的関係		(国及び地方自治体の相互の協力) 第92条 国及び地方自治体は、地方自治の本旨に基づき、適切な役割分担を踏まえて、相互に協力しなければならない		○「補完性の原理」に基づき分権型国家へと転換する ・「補完性の原理」の考え方に基づき、国と基礎自治体、広域自治体の権限配分を憲法上明確にする ・「補完性の原理」の考え方に基づき、国と基礎自治体、広域自治体の権限配分を憲法上明確にする	
自治体の種類・存在の保障		(地方自治体の種類等) 第91条の3 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括し、補充する広域地方自治体とする	○道州制と基礎自治体について ・基礎自治体の機能強化を図ることが主要であるとの指摘が大半であり、道州制を初めとする二層制の中間については、その上で、広域統一性、歴史性を踏まえて検討を進めていく	○「補完性の原理」に基づき分権型国家へと転換する ・「補完性の原理」の考え方に基づき、国と基礎自治体、広域自治体の権限配分を憲法上明確にする	
自治体の組織	第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める 第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する	(地方自治体の種類等) 第91条の3 2 地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める (地方自治体の機能及び直接選挙) 第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する		○住民自治に根ざす多様な自治体のあり方を認める ・地方自治の本旨に基づき、基礎自治体、広域自治体において、首長と議会が直接選挙で選ばれるという二元代表制を認める ・地方自治の本旨を踏まえ、地方自治体の組織、機能及び運営に関する事項は、前項の原則を尊重し、法律でこれを定める (地方議会、長・議員等の直接選挙) 第110条 地方公共団体には、法律の定めるところ	(地方自治の基本原則) 第109条 2 地方公共団体の組織、機能及び運営に関する事項は、前項の原則を尊重し、法律でこれを定める (地方議会、長・議員等の直接選挙) 第110条 地方公共団体には、法律の定めるところ

<p>報告・論点・ 提言等 事項</p>	<p>現行憲法</p>	<p>「新憲法草案」〔H17.11.22〕 (自由民主党)</p>	<p>「論点整理」〔H16.6.16〕 (公明党憲法調査会)</p>	<p>民主党「憲法提言」〔H17.10.31〕 (民主党憲法調査会)</p>	<p>憲法改正試案〔H17.1〕 (財)世界平和研究所)</p>
<p>住民参加</p>	<p>2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるところの他の公務員は、当該地方公共団体の住民が、直接これを選挙する</p>	<p>議事、その重要事項を議決する機関として、議事を設置する 2 地方公共団体の長、議会の議員及び法律の定めるところの他の公務員は、当該地方公共団体の住民が、直接これを選挙する</p>	<p>地方財政の自立と自主課税権 ・自立できるだけの財源確保が必要 ・課税自主権を憲法上に明記すべきとの意見もある ○地方自治と財政規律について ・特に財政基礎を確保するため財政的自立を明確にすること等を規定することが必要だとの意見が大勢であった</p>	<p>いは、「執行委員会制」「支配人制」など多様な組織形態の採用、住民投票制度の積極的活用なども可能となる ○住民自治に根ざす多様な自治体のあり方を認める ・住民投票制度の積極的活用なども可能となる</p>	<p>により、その議事機関として議会を設置する 2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるところの他の公務員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する</p>
<p>法律と条例との関係</p>	<p>第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる</p>	<p>(地方自治体の権能) 第94条 地方公共団体は、その事務を処理する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる</p>	<p>○自治体の立法権限を強にする ・自治体の組織、運営に関する事項や自治体が主体となつて実施する事務については、当該自治体に専属的あるいは優先的な立法権限を憲法上保障する ・中央政府は、自治体の専属的立法分野については立法権を持たず、自治体の優先的立法分野については大綱的な基準を定める立法のみ許される</p>	<p>(地方公共団体の権能、条例制定権、課税権) 第111条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の趣旨の範囲内で条例を制定することができる</p>	<p>(地方公共団体の権能、条例制定権、課税権) 第111条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の趣旨の範囲内で条例を制定することができる</p>
<p>財政に関する規定</p>	<p>第94条の2 地方公共団体の経費は、その分担する役割及び責任に応じ、条例の定めるところにより課する地方税のほか、当該地方公共団体が自主的に徴収を定めることができる財源をもつてその財源に充てることとする 2 国は、地方自治の本旨及び前項の趣旨に基づき、地方自治体の行うべき業務の提供が確保されるよう、法律の定めるところにより、必要な財政上の措置を講ずる 3 第83条第2項の規定は、地方自治について適用する (財政の基本原則) 第83条 2 財政の健全性の確保は、常に配慮されなければならない</p>	<p>(地方自治体の財源及び国の財政措置) 第94条の2 地方公共団体の経費は、その分担する役割及び責任に応じ、条例の定めるところにより課する地方税のほか、当該地方公共団体が自主的に徴収を定めることができる財源をもつてその財源に充てることとする 2 国は、地方自治の本旨及び前項の趣旨に基づき、地方自治体の行うべき業務の提供が確保されるよう、法律の定めるところにより、必要な財政上の措置を講ずる 3 第83条第2項の規定は、地方自治について適用する (財政の基本原則) 第83条 2 財政の健全性の確保は、常に配慮されなければならない</p>	<p>○「補充性の原理」に基づく分権型国家へと転換する ・国あるいは広域自治体による自治権侵害の司法的救済は、最終的には憲法裁判が「補充性の原理」を裁判規範として審査するものとする</p>	<p>(特別法の住民投票) 第112条 特定の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない</p>	<p>(特別法の住民投票) 第112条 特定の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない</p>
<p>手続的保障に関する規定</p>	<p>第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない</p>	<p>第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない</p>	<p>○「補充性の原理」に基づく分権型国家へと転換する ・国あるいは広域自治体による自治権侵害の司法的救済は、最終的には憲法裁判が「補充性の原理」を裁判規範として審査するものとする</p>	<p>(特別法の住民投票) 第112条 特定の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない</p>	<p>(特別法の住民投票) 第112条 特定の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない</p>